

泊発電所3号機 モニタリング設備について

平成25年9月12日 北海道電力株式会社



: 枠囲みの内容は核物質防護情報に属しますので公開できません。

目次



- 1. はじめに
- 2. 基本設計方針
- 3. 監視測定設備について
- 4. 緊急時対策所エリアモニタについて
- 5. 緊急時モニタリングの実施について
 - (参考) 原子力事業者防災業務計画等に定めるサーベイ設備の概要
- 6. 新規制基準の適合状況

1. はじめに



泊発電所3号機では、「通常運転時、運転時の異常な過渡変化時および設計基準事故において、原子炉施設および境界付近における放射性物質の濃度および放射線量を監視、測定し、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室等に表示できる設備」としてモニタリング設備を設置している。

また、モニタリング設備は、「重大事故等が発生した場合において、 発電所およびその周辺(周辺海域を含む)における原子炉施設から放出 される放射性物質の濃度および放射線量を監視、測定、記録することが できる設備を設置するとともに、風向、風速その他の気象条件を測定、 記録することができる設備」であることの要求にも対応している。

本資料では、当該モニタリング設備について説明するものである。

2. 基本設計方針



モニタリング設備については、通常運転時、重大事故等発生時に適切な措置ができるよう、以下の設計としている。

- ●モニタリングステーションおよびモニタリングポストの電源は、非常用電源に接続するとともに無停電電源装置および非常用発電機により非常用電源復旧までの期間機能維持できること。 また、伝送は有線および無線によるデータ伝送機能により多様性を有すること。
- ●重大事故等発生時における放射性物質については、原子炉施設およびその周辺(<u>周辺海域を含む</u>)において、モニタリングステーション、放射能観測車等を用いて監視、測定、記録できること。なお、周辺海域における放射性物質はサンプリング冶具を用いて試料採取し、核種分析装置により測定し、監視、記録できること。
- ●重大事故等発生時における放射線の量については、モニタリングステーション、モニタリングポスト、放射能観測車および可搬型モニタリングポストで監視、測定、記録することができること。なお、可搬型モニタリングポストについては、モニタリングステーションおよびモニタリングポストが機能喪失しても代替し得る台数を配備する。
- ●重大事故等発生時における発電所周辺の一般公衆の被ばく評価および一般気象データ収集のため発電所構内に設置している気象観測設備で風向、風速その他気象条件を測定、記録できること。なお、<u>可搬型気象観測設備については、気象観測設備が機能喪失しても代替観測できるものを配備する。</u>

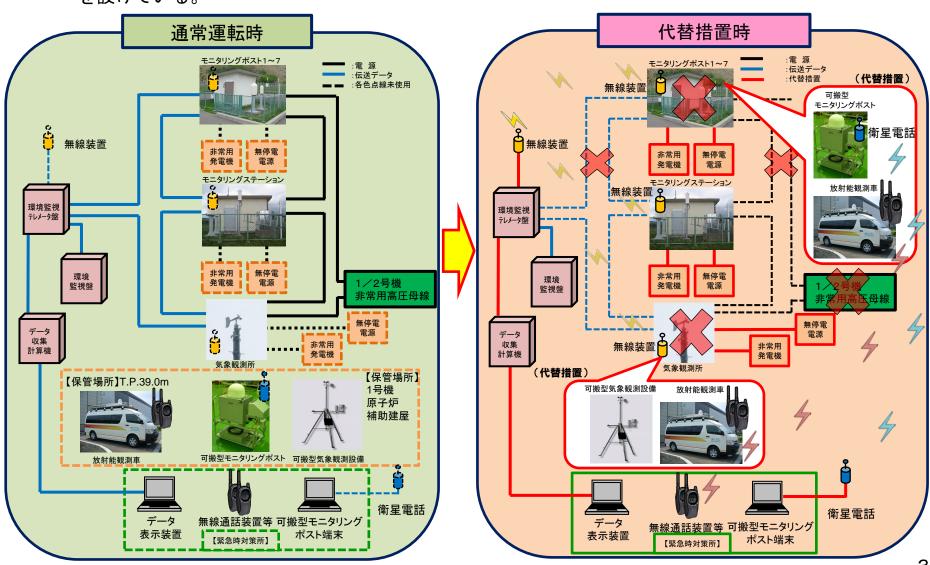
注:下線部が新規制基準制定に合わせて対応した項目

3. 監視測定設備について(1/9)



▶監視測定設備の概要

泊発電所では、通常運転時、重大事故等発生時に適切な措置ができるようにモニタリング設備 を設けている。



3. 監視測定設備について(2/9)



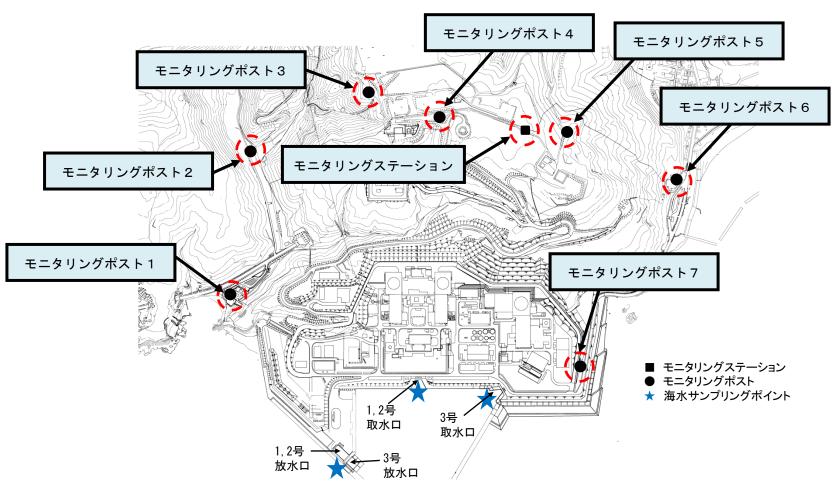
▶モニタリングポストおよびモニタリングステーションの位置

監視測定設備として、発電所周辺にモニタリングポストフ台、モニタリングステーション 1 台を設けている。

これらの設備により、空間放射線量率の連続監視が可能である。

▶海水サンプリングポイントの位置

海域モニタリングのために、取水口、放水口付近の海水サンプリングポイントを設定する。



3. 監視測定設備について(3/9)



▶モニタリングポスト

〇機能

モニタリングポストは周辺監視区域境界付近に7台設置しており、空間放射線量率の監視 用設備である。

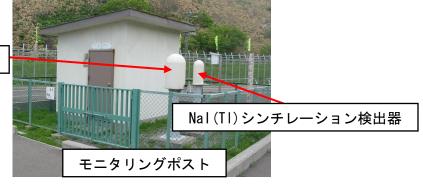
重大事故等が発生した場合に想定される空間放射線量率を計測できる。

電源については、非常用電源に接続するとともに無停電電源装置および非常用発電機により非常用電源復旧までの期間機能維持できる設備である。

伝送については、有線による通信機能のほか、無線による通信機能も有しており、1/2 号および3号の中央制御室にて、測定データの常時監視が可能である。

〇設置状況







名称	検出器 の種類	計測範囲	警報動作範囲	使用場所	個数
モニタリング	ー グ ノ	0.87 ~ 10⁴ nGy/h	0.87 ~ 10⁴ nGy/h	周辺監視区域	
ポスト (1~7)	電離箱	10³ ∼ 108 nGy/h	10³ ∼ 10 ⁸ nGy/h	境界付近	/

3. 監視測定設備について(4/9)



▶モニタリングステーション

〇機能

モニタリングステーションは、周辺監視区域境界付近に1台設置しており、空間放射線量率 の監視用設備である。また、放射性物質濃度測定のためのダスト・よう素採取装置を配備して いる。

重大事故等が発生した場合に想定される空間放射線量率を計測できる。

電源については、非常用電源に接続するとともに無停電電源装置および非常用発電機により 非常用電源復旧までの期間機能維持できる設備である。

伝送については、有線による通信機能のほか、無線による通信機能も有しており、1/2号 および3号の中央制御室にて、測定データの常時監視が可能である。

〇設置状況

電離箱検出器





名称	検出器 の種類	計測範囲	警報動作範囲	使用場所	個数
モニタリング	Nal (TI) シンチレーション	0. 87 ~ 10⁴ nGy/h	0.87 ~ 10⁴ nGy/h	周辺監視区域	4
ステーション	電離箱	10³ ∼ 108 nGy/h	10³ ∼ 108 nGy/h	境界付近	'

3. 監視測定設備について(5/9)



▶放射能観測車

〇機能

固定モニタリング設備が機能喪失した際の代替設備として、空間放射線・放射性物質濃度を測 定する装置を搭載した4輪駆動の車輌を1台配備している。

また、気象観測設備を搭載し、連絡手段となる無線通話装置も設置している。なお、原子力事業者間協力協定により他社よりさらに11台融通可能である。

〇外観

空間吸収線量率 モニタ検出器





風向風速計

〇その他搭載機器

- ダスト・よう素サンプラ
- ・ダスト・よう素測定装置
- 気象観測設備 (風向風速計・温湿度計)
- •無線通話装置

名称	検出器 の種類	計測範囲	警報動作範囲	保管場所	個数
空間吸収線量率 モニタ	Nal(TI) シンチレーション	0∼8. 7×10³ nGy/h	1		1
空気吸収線量率 サーベイメータ	Nal(TI) シンチレーション	0 ~ 300 μGy/h	ı	P 1 7 参照	1
空気吸収線量率 サーベイメータ	電離箱	0∼300 mGy/h			1

3. 監視測定設備について(6/9)



▶可搬型モニタリングポスト

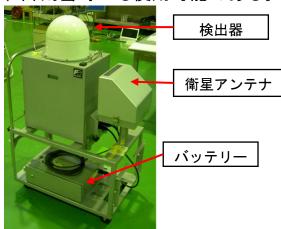
〇機能

固定モニタリング設備が機能喪失した際の代替設備として、空間放射線を測定、記録する設備である。

固定モニタリング設備の全数の代替が可能なよう8台配備しており、外部バッテリーにより約3.5日間連続で稼動が可能であり、外部バッテリーが消耗した場合は、予備バッテリーに交換することによりさらに約3.5日間、合計7日間連続で稼動できる。

また、衛星電話を利用した緊急時対策所へのデータ伝送により、敷地周辺のモニタリングをリアルタイムで行うことが可能であり、降雨雪時にも使用可能である。

〇外観



名称	検出器 の種類	計測範囲	警報動作範囲	保管場所	個数
可搬型モニタ	Nal (TI) シンチレーション	10nGy/h~10 μ Gy/h	1	1号機 原子炉補助建屋 T.P 32.85m (P17参照)	
リングポスト	Si半導体	5 μ Gy/h~100mGy/h	_		

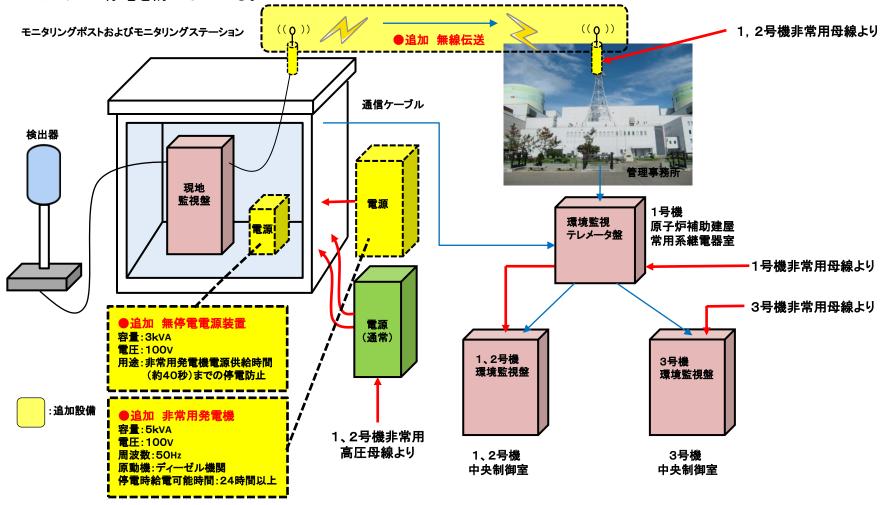
3. 監視測定設備について (7/9)



▶モニタリングポストおよびモニタリングステーションの電源の多様化

モニタリングポストおよびステーションには、停電時に24時間以上給電可能な非常用発電機を設置しており、 停電検知により自動起動することで電源供給が可能である。

なお、非常用発電機起動までの期間は、無停電電源装置から給電することでモニタリングポストおよびステーションの停電を防止している。



3. 監視測定設備について(8/9)

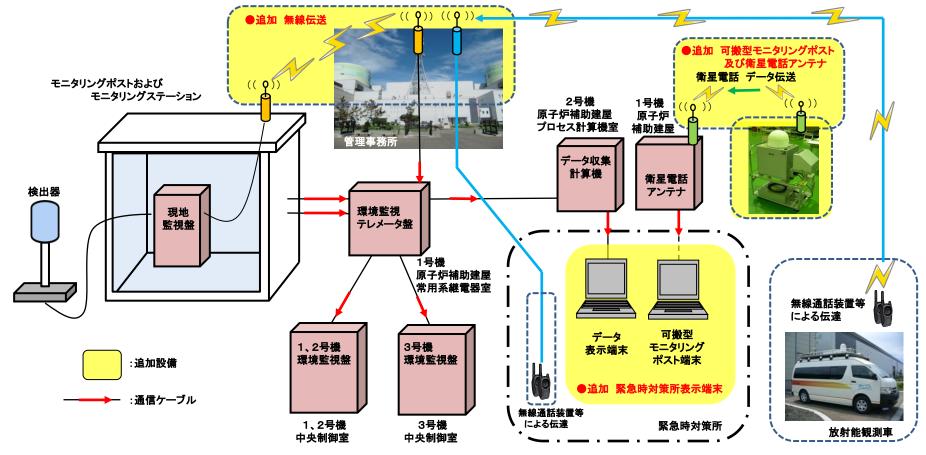


▶モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト、放射能観測車の伝送設備

モニタリングポストおよびステーションのデータは、現地から環境監視テレメータ盤に有線で伝送される他、無線でもデータ伝送できる設計となっており、伝送の多様化を図っている。

測定データは、現地および1/2号機中央制御室で監視、記録を行うとともに3号機中央制御室で監視可能であり、可搬型モニタリングポストは衛星電話で緊急時対策所にデータ伝送が可能である。

また、放射能観測車は無線通話装置等にて緊急時対策所にデータを伝達することが可能である。



3. 監視測定設備について(9/9)



▶気象観測設備

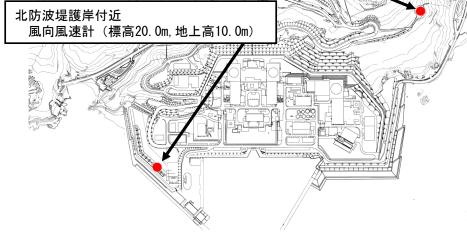
気象観測設備は、風向、風速その他の気象条件を測定、記録するため、発電所敷地内に設置している。 気象観測設備が機能喪失した際の代替設備として、風向、風速、日射量、放射収支量を測定、記録す る可搬型気象観測設備を配備する計画である。

気象観測所

風向風速計 (標高124.0m, 地上高50.0m) 風向風速計 (標高84.0m, 地上高10.0m) 微風向風速計 (標高84.0m, 地上高10.0m) 日射計 (標高76.3m, 地上高2.3m) 放射収支計、温度計、湿度計、雨量計 (標高75.8m, 地上高1.8m)

○気象観測所の気象観測設備については、モニタリングポスト、 モニタリングステーションと同様に、電源の多様化(非常用発電 機、無停電電源装置の設置)および無線による伝送の多様化を実 施している。











風向風速計

日射計·放射収支計 温度計·湿度計

4. 緊急時対策所エリアモニタについて



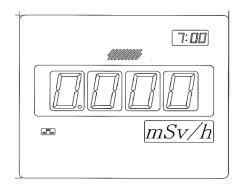
▶緊急時対策所エリアモニタ (可搬型エリアモニタ)

〇機能

緊急時対策所における要員の放射線防護のため、緊急時対策所の線量当量率を測定する可搬型エリアモニタを配備する。

可搬型エリアモニタは緊急時対策所に配備することとし、 緊急時対策所内の交流電源から給電可能である。

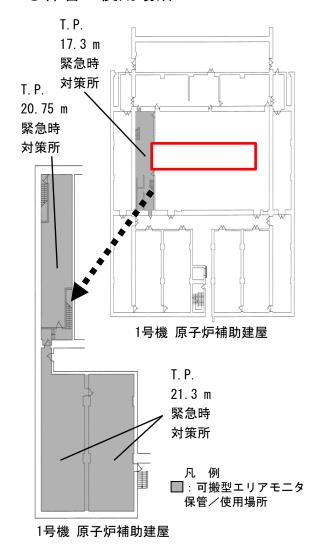
〇外観



〇主要な項目

名 称	検出器 の種類	計測範囲	保管/ 使用場所	取付箇所	個数
可搬型 エリア モニタ	半導体式	0.010 ~ 99.99 mSv/h		1号機 原子炉補助建屋 T.P. 17.3 m, T.P. 20.75 m, T.P. 21.3 m 緊急時対策所	4

〇保管/使用場所



5. 緊急時モニタリングの実施について(1/2)



▶原子力事業者は、敷地内および敷地境界のモニタリングを重点的に行う。

○放射線量および放射性物質濃度

- ・原子力災害が発生した場合または発生するおそれがある場合、事象の進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングポストおよびモニタリングステーションの稼動状況を確認する。
- ・モニタリングポストおよびモニタリングステーションが機能喪失した場合は、可搬型モニタリングポ ストにて放射線量の監視を行う。
- ・放射能観測車は、発電所構内を巡回し、発電所構内の放射線量および放射性物質濃度を監視する。

〇海水中の放射性物質濃度

・周辺海域の状況把握のために、取水口、放水口付近の海水採取を行い、水中の放射性物質濃度の測定 を行う。また、必要に応じて船舶を使用した周辺海域の海上モニタリングを実施する。

○気象観測

・気象観測設備(風向・風速・日射量・放射収支量)が機能喪失した場合は、可搬型気象観測設備で 気象観測を行う。

項目	開始時期	実 施 者
可搬型モニタリングポストの設置	モニタリングポスト、モニタリングステーショ ンの機能喪失時	
可搬型気象観測設備の設置	気象観測設備の機能喪失時	放管班員 2名
放射能観測車による監視	原子力災害特別措置法 第10条特定事象発生後	
海水サンプリング	原子力災害特別措置法 第10条特定事象発生後	

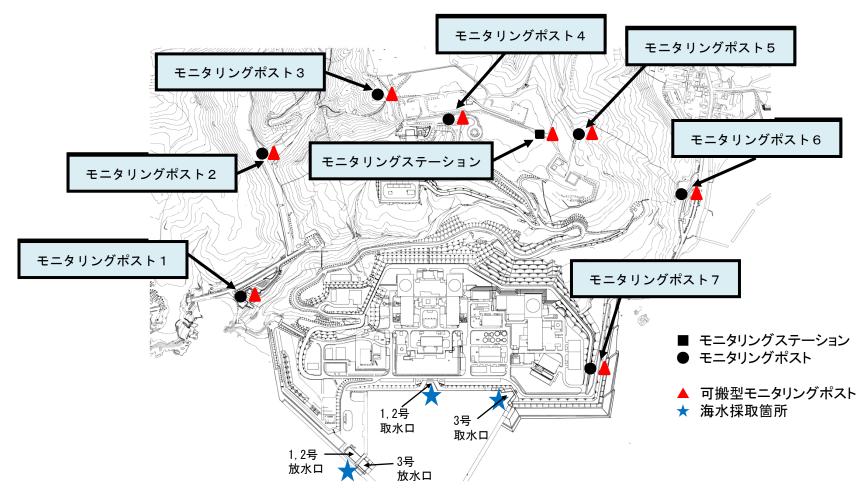
▶発電所敷地外のモニタリングについては、原子力災害対策指針(原子力規制委員会 平成25年6月 5日)に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国、地方公共団体と連携して策 定されるモニタリング計画に従い実施する。

5. 緊急時モニタリングの実施について(2/2)



▶放射線量測定、試料採取位置

- モニタリングポスト・ステーションが機能喪失した場合には、可搬型モニタリングポストで測定を 行い、測定データは衛星電話で緊急時対策所に伝送することが可能である。 なお、配備にあたっては、放出源モニタリングに必要な方位を考慮して配置する。
- 周辺海域の状況把握のために、取水口、放水口付近の海水採取を行い、放射性物質濃度の測定を行う。



(参考)原子力事業者防災業務計画等に定めるサーベイ設備の概要(1/3)ほくてん



〇外観 (代表例)



シンチレーションサーベイメータ



電離箱サーベイメータ



GM管式汚染サーベイメータ



中性子線サーベイメータ



車載用ダスト・よう素サンプラ



車載用ダスト・よう素測定装置

(参考)原子力事業者防災業務計画等に定めるサーベイ設備の概要(2/3)ほくてん



〇サーベイ設備等一覧

原子力事業者防災業務計画に定めるサーベイ設備の数量等

法令による名称	具体的な名称	数量	設置箇所•設置場所
ガンマ線測定用可搬	シンチレーションサーベイメータ	4台	取名吐头签式压火
式測定器	電離箱サーベイメータ	4台	緊急時対策所ほか
中性子線測定用可 搬式測定器	 中性子線サーベイメータ 	2台	1号機原子炉建屋 第2放射能測定室ほか
表面の放射性物質 の密度を測定するこ とが可能な可搬式測 定器	GM管式サーベイメータ	4台	緊急時対策所ほか
す拠サガスし測点問	ダストサンプラ	4台	緊急時対策所ほか
│ 可搬式ダスト測定関 │ 連機器 │	ダスト測定装置 (放射能観測車に搭載)	1台	放射能観測車に搭載
	移動式よう素サンプラ	2台	緊急時対策所ほか
可搬式の放射性ヨウ 素測定関連機器 	よう素測定装置 (放射能観測車に搭載)	1台	放射能観測車に搭載

- 空気中の放射性物質の 濃度は、ダストサンプラ等 により試料を採取する。
- 水中の放射性物質の濃 度は、容器等により試料を 採取する。
- これら濃度はGe半導体 測定装置等により測定する。

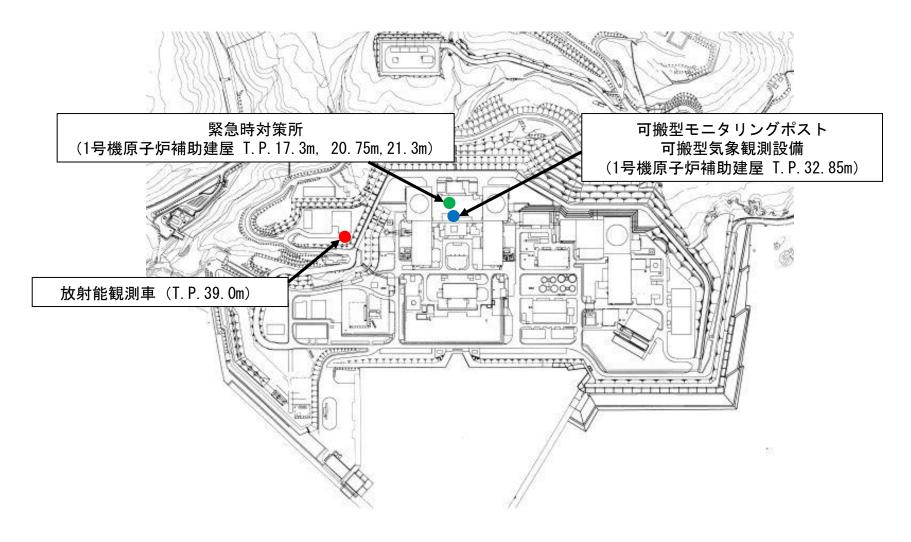
その他原子力防災資機材サーベイ設備の数量等

具体的名称	数量	設置箇所・保管場所
シンチレーションサイベイメータ	3台	緊急時対策所ほか
電離箱サーベイメータ	5台	緊急時対策所ほか
GM管式サーベイメータ	6台	緊急時対策所ほか
試料放射能分析装置(Ge半導体測定装置)	2台	1号機原子炉補助建屋 放射能測定室ほか

(参考)原子力事業者防災業務計画等に定めるサーベイ設備の概要(3/3)ほくてん



・サーベイ設備等保管場所(代表例)



3. 新規制基準への適合状況(1/11)



設置許可基準規則※1第三十一条 第1項(監視設備)

新規制基準の項目 (モニタリング設備関連項目のみ抜粋)	適合状況
発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。 【解釈】 (新規要求事項)	(規制要求変更なし)
5 第31条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源に接続しない場合、無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。	モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、所内非常用 高圧母線に接続している。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送系は、2 重化した有線に加え、無線による伝送が可能であり、多様性を有 している。

※1:「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び解釈(以下、同じ)

3. 新規制基準への適合状況(2/11)



技術基準規則※2第三十四条 第1項(計測装置)

+~ \F1 & 1 + 1 \K)
制 新規制基準の項目 (モニタリング設備関連項目のみ抜粋)	適合状況
発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する 装置を施設しなければならない。ただし、直接計測する ことが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装 置を施設することをもって、これに代えることができる。 十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量 率及び放射性物質の濃度	(規制要求変更なし)
【解釈】 (新規要求事項) 5 第1項第13号に規定する装置のうち、恒設のモニタリング設備については、非常用電源設備に接続するか、無停電電源装置などにより電源復旧までの期間の電気の供給を担保できる設計であること。また、必要な情報を原子炉制御室又は適切な場所に表示できる設計であること。さらに、そのデータ伝送系は多様性を有する設計であること。	モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、所内非常用 高圧母線に接続している。 モニタリングポスト等については、計測結果を中央制御室及び緊 急時対策所に表示している。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送系は、2 重化した有線に加え、無線による伝送が可能であり、多様性を有 している。

※2:「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」及び解釈(以下、同じ)

3. 新規制基準への適合状況 (3/11)



技術基準規則 第三十四条 第1項(計測装置)

12.11 = 1.21			
新規制基準の項目 (モニタリング設備関連項目のみ抜粋)	適合状況		
(続く) (新規要求事項) 3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を 計測する装置にあっては、外部電源が喪失した場合に おいてもこれらの事項を計測することができるものでな ければならない。	モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、電源が喪失 した場合に備え、24時間以上給電可能な非常用発電機、無停 電電源装置を設置している。		
(新規要求事項) 4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量率を計測する主要な装置以外の装置であって、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもって、これに代えることができる。	線量当量率を計測するモニタリングポスト等については、計測結果を表示、記録しこれを保存する。また、放射能測定装置での測定結果については、測定記録を作成しこれを保存する。		

3. 新規制基準への適合状況(4/11)



크고 프로 H # HP 미니

_設置許可基準規則 第六十条 (監視測定詞	投備)
新規制基準の項目 (モニタリング設備関連項目のみ抜粋)	適合状況
(新規要求事項) 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合 に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む)に おいて発電用原子炉施設から放出される放射性物質の 濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結 果を記録することができる設備を設けなければならない。	発電所及びその周辺(周辺海域の海上モニタリングを含む)における放射線を監視するため、モニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台、放射能観測車1台及び可搬型モニタリングポスト8台を設置するとともに、放射性物質の濃度を測定記録するための放射能測定装置等を設置している。
【解釈】 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	
a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の損傷が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。	0.87~10 ⁸ nGy/hを計測することができるモニタリングポスト 及びモニタリングステーションを設置している。
b)常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能 喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又 は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。	10nGy/h~100mGy/hを計測することができる可搬型モニタ リングポスト8台と、0~300mGy/hを計測することができる放 射能観測車1台を配備している。

3. 新規制基準への適合状況(5/11)



設置許可基準規則 第六十条 (監視測定設備)

新規制基準の項目	┃ 適合状況 ┃
(モニタリング設備関連項目のみ抜粋)	
(## +\)	
(続き)	
c) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの	モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、電源が喪失
給電を可能とすること。 	した場合に備え、24時間以上給電可能な非常用発電機、無停
(蛇相两米東西)	電電源装置を設置している。
【 (新規要求事項)【 2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場	┃ ┃ 風向風速その他の気象条件を測定記録するために、気象観測設 ┃
■ 2 光電用原子炉施設には、重入事成等が先生した場 ■ 合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測	風向風迷での他の対象条件を測定記録するために、対象観測設 備を設置している。
■ 定し、及びその結果を記録することができる設備を設け	ゅっぱ 直している。 なお、気象観測設備が使用できない場合は、可搬型気象観測設
なければならない。	備を使用して、風向風速その他の気象要素を測定記録できる。
3177010.0.3.3.00	

3. 新規制基準への適合状況(6/11)



設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)

新規制基準の項目 (モニタリング設備関連項目のみ抜粋)	適合状況
(新規要求事項) 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、 重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等 に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲 げるものでなければならない。	
一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。	
二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。	
【解釈】 1	
e)緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ④判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100m Svを超えないこと。	計測範囲 0. 010~99. 99mSv/hの緊急時対策所エリアモ ニタ4台を設置している。

3. 新規制基準への適合状況 (7/11)



技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)

新規制基準の項目 (モニタリング設備関連項目のみ抜粋)	適合状況
(新規要求事項) 第四十六条の規定により設置される緊急時対策所は、 重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等 に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に定 めるところによらなければならない。	
ー 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。	
二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。	
【解釈】 1 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ④判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100m Svを超えないこと。	計測範囲 0. 010~99. 99mSv/hの緊急時対策所エリアモ ニタ4台を設置している。

3. 新規制基準への適合状況(8/11)



技術基準規則 第七十五条 (監視測定設備)

技術基準規則 第七十五条 (監視測定設備)	
新規制基準の項目 (モニタリング設備関連項目のみ抜粋)	適合状況
(新規要求事項) 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合 に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む)に おいて、発電用原子炉施設から放出される放射性物質 の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその 結果を記録することができる設備を施設しなければなら ない。	発電所及びその周辺(周辺海域の海上モニタリングを含む)における放射線を監視するため、モニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台、放射能観測車1台及び可搬型モニタリングポスト8台を設置するとともに、放射性物質の濃度を測定記録するための放射能測定装置等を設置している。
【解釈】 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	
a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の損傷が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。	0.87~108nGy/hを計測することができるモニタリングポスト 及びモニタリングステーションを設置している。
b)常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能 喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又 は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。	10nGy/h~100mGy/hを計測することができる可搬型モニ タリングポスト8台と、0~300mGy/hを計測することができる 放射能観測車1台を配備している。

3. 新規制基準への適合状況(9/11)



技術基準規則 第七十五条 (監視測定設備)

新規制基準の項目 (モニタリング設備関連項目のみ抜粋)	適合状況
(続き) c)常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの 給電を可能とすること。 (新規要求事項) 2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を施設しなければならない。	モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、電源が喪失した場合に備え、24時間以上給電可能な非常用発電機、無停電電源装置を設置している。 風向風速その他の気象条件を測定記録するために、気象観測設備を設置している。 なお、気象観測設備が使用できない場合は、可搬型気象観測設備を使用して、風向風速その他の気象要素を測定記録できる。

3. 新規制基準への適合状況(10/11)



技術的能力に係る審査基準※3 1.17監視測定等に関する手順等

新規制基準の項目 (モニタリング設備関連項目のみ抜粋)

適合状況

(新規要求事項)

1 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(周辺海域の海上モニタリングを含む)において放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、適切な手順等を整備する。

【解釈】

- 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
- a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、モニタリング設備等により、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等を整備すること。

重大事故等が発生した場合、発電所及びその周辺(周辺海域の海上モニタリングを含む)において放射線を監視するため、モニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台、放射能観測車1台及び可搬型モニタリングポスト8台等を使用し放射線量を測定するとともに、放射能観測車等のサンプリング装置と放射能測定装置を用い放射性物質の濃度を監視測定し結果を記録するための手順等を整備する。

※3:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」及び解釈(以下、同じ)

3. 新規制基準への適合状況(11/11)



技術的能力に係る審査基準 1.17監視測定等に関する手順等

以前的形力に成る毎旦卒牛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
新規制基準の項目 (モニタリング設備関連項目のみ抜粋)	適合状況
(続く) b)常設モニタリング設備が、代替交流電源設備からの 給電を可能とすること。	モニタリングポスト等で電源が喪失した場合に備え、24時間以上 給電可能な非常用発電機、無停電電源装置を設置しているが、 給油の手順等について整備する。
c)敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。 【解釈】 (新規要求事項)	国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国、北海 道などと連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。な お、要員や資機材は他の原子力事業者より融通を受けることと なっている。
(利税安水争項) 2 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを 避けるため、バックグラウンド低減対策手段を検討して おくこと。	モニタリングポスト及びモニタリングステーションで、事故後の周 辺汚染によりバックグラウンドが高くなった場合は、必要な汚染 除去対策を実施する手順等について整備する。
(新規要求事項) 2 発電用原子炉設置者は、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	重大事故等が発生した場合に、発電所内において風向、風速その他の気象要素を測定し記録するための、適切な手順等を整備する。